

共同研究 ● 放射線影響をめぐる「当事者性」に関する学際的研究(2015-2018年度)

1966年7月2日広場と共感の当事者性

ジョン・レノンとオノ・ヨーコの“Happy Xmas(War is Over)”。この歌をカバーしたシモーネの“Então é Natal”は、原曲にはない“Hiroshima...Nagasaki... Mururoa...”というフレーズで終わる。ヒロシマ・ナガサキの原爆投下から50年目、1995年のムルロア環礁での仏核実験には、世界中から抗議の声があがった(関2006)。地球の裏側からヒロシマ・ナガサキを想い、核実験を憂いたシモーネの歌には、核の悲惨に共感する当事者性があった。“Então é Natal”に書かれなかった副題は、“Nuclear Weapons are Over”という祈りではなかったのだろうか。それから十余年。2011年に発生した福島原発事故は「戦争なき核戦争」と表現された(Chossudovsky 2012)。

ヒロシマ・ナガサキの原爆投下、ムルロアの核実験、フクシマの原発事故を同じ地平におく場が、タヒチの首都パペーテにある。ムルロア環礁で初の核実験が行われた日を刻む「1966年7月2日広場(Place de 2 juillet 1966)」である。モニュメントの周りには世界の被ばく地—核実験が行われたビキニ環礁やクリスマス島など南太平洋の島々、原爆が投下されたヒロシマ・ナガサキ、そしてフクシマ—から持ち寄せられた石が置かれている(鎌田2015)。核をめぐる問題をつなげ、つながる共感共苦の当事者性を象徴する場である。

同時に、この広場のイメージは、筆者が本共同研究に抱くイメージでもある。さまざまな時期、さまざまな場所で起こった出来事をひとつの場所に持ち合せて、「当事者性」という概念を学際的に構築・再構築していくことが、本共同研究の目的だからである。

当事者の生成にかかわる意識連関

当事者と当事者性は異なる。たとえば、当事者が「ある」か「ない」かは、法的には当事者資格の問題である。裁判を訴える利益がないと当事者資格は認められず、当事者資格がないと訴えは却下される。当事者であるか否かは、権利主体として認められるか否か、訴える正当性があるか否かの判断基準である。

他方、社会学の視点からすれば、第1に、当事者とは「である」存在だけでなく、普遍的な価値を生み出していく「になる」生成の主体である。そして、当事者として認められるべき正当性を表現し、「になる」主体の幅を広げていくのが当事者性である。

たとえば、公害や汚染のない快適な環境のもとで健康で平穏な生活を営む権利が認められるべきだという訴えは、当事者資格の有無にかかわらず、広く世論に受け入れられた。その結果、いまだ「生成過程の権利」(小林1980:272)であるとはいえ、環境権や健康権が普遍的な価値を持つものとして、「新しい人権」のリストに加えられてきた。

また第2に、当事者性は見えない被害を可視化させていく力である。広島・長崎の被爆をめぐるのは、晩発性障害などタイムラグをおいた身体不調の発現が、当事者性獲得のきっかけに

なった。遠距離被爆者や原爆投下から2週間以内に救援活動などで爆心地に入った入市被爆者、原爆被爆者の2世、3世や在外被爆者は、被爆者であるという当事者性を獲得し、被害を訴えることで、被爆者援護法の改正を導いてきた(尼子2008)。

同様に、核実験で汚染された南太平洋の島民たちの被害回復運動も、ビキニ環礁周辺で操業していた第五福竜丸以外の船の乗組員が被爆による労災認定を求めた運動も、放射線影響をめぐる当事者性が、時を経てつつつと湧きあがった結果であった。被害の当事者性の獲得がなければ、潜在した被害は明らかにならなかったし、被害救済に向けた運動も生まれてこなかっただろう。

見えないものを見る

健康とは「現在における安全と、将来に対する保障」である(カンギレム1987:177)。だが、福島原発事故後の社会は、将来の個人の健康を保障する健全な社会という理想から遠い。重大事故の責任への無自覚、回復困難な被害への無理解、反省的な政策形成の欠如など、不健全な政治的、社会的状況が指摘されてきた。中間貯蔵施設建設をめぐる問題に「最後は金目でしょう」と言い放った環境大臣の発言(2014年)、原子力規制委員会の新規規制基準に「実効性のある避難計画の策定」を盛り込むことは考えていないという総理大臣の答弁(2016年)はその例である。

福島原発事故による福島県の県内/県外避難者は、2012年5月の164,865人をピークに、2018年5月には46,093人に減少した。他方で、避難指示を受けた人びと、自主避難した人びと、汚染された土地に住み続けている人びとからの損害賠償請求訴訟が提訴され、今なお続く原発事故被害の深刻性と多様性が法廷から発信されている。

だが、何を被害として訴えているかは、見えているようで見えていないかもしれない。「この社会においては、個々人ないし、個々の集団が保持している表象の違いによって、(1)他者には見えているものが、こちらには見えていないという事態、あるいは、(2)こちらには見えているのに、他者には見えていないという事態が、不断に生じている」からである(三浦2009:7-8)。

方法としての当事者性

例をあげてみよう。筆者が調査してきた檜葉町は、2012年8月に警戒区域から避難指示解除準備区域に再編された。2015年9月の避難指示解除をまえに、住宅の清掃を行った住民の方は、「思い出がみんなゴミになった」と語った。印象的な言葉である。確かにそうだろう。放射線量が気にかかるのに加えて、雨漏りし、カビが生え、ネズミの糞に汚れた家の家財道具は、もう捨てるしかない。

それから数年後、筆者は「津島原発訴訟」の原告団・弁護団の案内で、帰還困難区域の浪江町津島地区にある原告の家を訪れた。「土足でどうぞ」と促されるまま玄関をあがり、室内を見

せていただいた。2階の部屋の鴨居には結婚式の写真が、床が
 抜け落ちて筆筒が傾いた1階の部屋には賞状や家族写真が残さ
 れていた。一時帰宅のときに、避難先に持ち出そうかどうか迷
 い、諦めたのだろうか。大きく引き伸ばされたハレの日の笑顔
 の家族写真を見たときに、「思い出がみんなゴミになった」とい
 う言葉が腑に落ちた。同時に、モノに宿る人生の記憶や家族の
 軌跡をゴミ袋に入れて捨てなくてはならなかった苦痛が、筆者
 には見えていなかったのだと自省した。

当事者に見えているものを見るためには、当事者性の視点が
 必要になる。宇井純は、加害者が絶対的に強い日本では、被害
 者の立場にたたなければ公害はなくなるのであって、「公害
 に第三者はない」と明言した(宇井 2014)。柳田邦男は、いのち
 や健康に影響を及ぼすような事件・事故では、冷たい乾いた「3
 人称の視点」ではなく、温もりと潤いのある「2.5人称の視点」
 で問題にあたるべきだと訴えた(柳田 2005)。

同様に、福島原発事故の被害研究にも、方法としての当事者
 性の獲得が必要になる。当事者を代弁したり、代表したりする
 態度の獲得のことではない。問題の構造を析出するためには被
 害の相貌を明らかにしなくてはならない。そのためには当事者
 が見ている被害の諸相に迫る必要がある。方法としての当事者
 性の獲得とは、当事者の生きている現実のなかから被害を理解
 するための視点である。

共感の当事者が生み出すメッセージを読み解き、生成する主
 体の当事者性が生み出す普遍性を明らかにし、被害の諸相を析
 出する方法としての当事者性がいかに可能になるかを考える—
 このような3つの観点を、放射線影響をめぐる当事者性の学際
 的研究という「広場」=フォーラムで、叩いて鍛えあげていき
 たい。



一時帰宅で持ち出せたのはごく僅かな品だけだった。思い出の写真も、家と
 もに褪せていってしまう(2018年6月15日、浪江町津島地区)。

マイカーのみ通過					
立ち入り者名簿					
立ち入り日: 平成30年6月15日					
問い合わせ番号: [REDACTED]					
氏名	生年月日	連絡先(携帯電話)	個人線量計 管理番号	今回の 放射線量 計測値 (μSv)	備考
福島 太郎	1968	090-1234-5678	[REDACTED]	[REDACTED]	3
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	3
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	3
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

立ち入りの際には、名簿に生年月日や連絡先を記入し、一人ひとり線量
 計を受け取る。出る時には線量計を戻し、立ち入りによる放射線量を記
 入した控えの書類をもらう。2018年6月に案内していただいた際は、約
 3時間の立ち入りで3マイクロシーベルトの被曝線量であった。

【参考文献】

尼子真央 2008『原爆被爆者援護の現状と課題』『立法と調査』283: 69-77。
 宇井純 2014『公害に第三者はない(宇井純セレクション2)』東京: 新泉社。
 鎌田慧『核実験の悲劇の地 南太平洋の体験』『WEBRONZA』2015年4月8日。
 (https://webronza.asahi.com/politics/articles/2015040600002.html; 最
 終閲覧日2016年9月9日)
 カンギレム、ジョルジュ 1987『正常と病理』滝沢武久訳、東京: 法政大学出版
 局。
 小林直樹 1980『新版』憲法講義(上)東京: 東京大学出版会。
 関礼子 2006『ヒロシマ、あるいはミナマタを語り語られる心と身体』『感性哲
 学』6: 21-36。
 三浦耕吉郎 2009『環境と差別のクリティーク—屠場・「不法占拠」・部落差
 別』東京: 新曜社。
 柳田邦男 2005『言葉の力、生きる力』東京: 新潮社。
 Chossudovsky, Michel (ed.) 2012 Fukushima: A Nuclear War Without a War:
 The Unspoken Crisis of Worldwide Nuclear Radiation. *Global Research*,
 January 25, 2012. (https://www.globalresearch.ca/fukushima-a-nuclear-
 war-without-a-war-the-unspoken-crisis-of-worldwide-nuclear-
 radiation-2/28870; 最終閲覧日2018年9月9日)

住民一時立ち入り
交付日 平成30年6月14日 第 [REDACTED] 号
住民一時立ち入り車両通行証
有効日: 平成30年6月15日
行き: 津島活性化センタースクリーニング場
帰り: 津島活性化センタースクリーニング場
通行証登録者: [REDACTED]
(代理人): [REDACTED]
通行車両番号: [REDACTED]
自宅に一時帰宅するため、帰途困難区域を通行できる。 なお、本通行証を所持しない場合は通行できない。
発行者 浪江町長職務代理者 浪江町副町長 宮口 勝美

津島地区には、スクリーニング場でチェックを受け、ゲートを解除しても
 らって出入りする。「イノシシと同じだよ、いったん入ると閉じ込められ
 て、開けてもらえないと出て来れない」(津島訴訟原告団の団長の言葉)。

せき れいこ
 立教大学社会学部教授。専門は環境社会学、地域環境論。本プロジェクト
 に関連した編著書に『「生きる」時間のパラダイム』(日本評論社 2015年)、
 『被災と避難の社会学』(東信堂 2018年)などがある。